

道路法面の維持管理【兵庫県】

1. 道路防災点検

(1) H8. 9年度道路防災総点検の実施

①落石や法面崩落など災害を未然に防止するため、法面全体の安定性を点検

【点検結果】

約7,000箇所を3段階の指標で評価した結果、約2,000箇所が要対策

点検評価
①要対策箇所
②経過観察箇所
③安定している箇所

【対策状況】

- H24年度までに緊急輸送道路上の要対策箇所約600箇所を完了。
- H25年度末の時点で約1,000箇所の対策を完了

②被害発生箇所、状況等の変化

- 近年、集中豪雨が多発するなど気象の変化等で、点検箇所以外でも土砂崩落などの被害が発生
- 被害状況についても変化（集中的な降雨により、土壌に浸透する前に法面表層の土砂流出が発生し、これらによる道路閉鎖が多い）

道路法面の維持管理【兵庫県】

(2) H24年度道路防災点検の実施

- ① 「未対策箇所」を始め、「経過観察箇所」「安定している箇所」、大雨等により土砂崩壊が懸念される箇所などで点検を実施

【H8.9年度点検結果】

約7,000箇所をのうち
約2,000箇所が要対策
※H25年度末までに
約1,000箇所が対策完了



【H24年度点検結果】

約7,700箇所をのうち
約1,700箇所が要対策

②今後の予定

- 要対策箇所約1,700箇所のうち、緊急輸送道路上や交通量1万台/日以上など社会的影響の大きい約450箇所について、H26～H35（10年間）で対策

道路法面の維持管理【兵庫県】

2. のり面工・土構造物に係る点検・計画の策定

(1) 維持管理における課題

- 法枠、擁壁、ML吹付など構造物の老朽化状態が把握できていない。
(従来の防災点検では、老朽化度合いが判定できない。)
- 今後、どれくらいの補修予算が必要となるのか把握されていない。
- 補修方法が確立されてなく、補修検討に時間を要することが予測される。

(2) 詳細点検・評価の実施(H25～H27年度)

道路ストック総点検と併せて、道路防災点検の資料を活用しながら、構造物の状態を詳細に点検・評価《総点検実施要領(案)[国交省H25.2]を活用》

①点検対象物

大区分	細区分
のり面工	切土のり面(のり面保護工※、のり面排水工等)、盛土(のり面、のり面排水工等)、グラントアンカー工
斜面安定工	擁壁工、ロックシット [°] 、スノーシット [°] 、落石防護工全般(柵・網工等)、落石予防工全般(ロープ掛工等)、その他斜面安定工
アンダーパス	ボックスカルバート、アプローチ部の擁壁

※ML、コンクリート吹付、吹付枠工、現場打コンクリート枠工、石張工、ブロック張工等

道路法面の維持管理【兵庫県】

②点検方法

県管理道路約4,800kmを網羅的に点検するため、経済性を考慮し、2段階で点検

【1次点検】

- 360度カメラを搭載した撮影車両により、全路線を撮影（車載型GPSにより、測位データも取得し、映像データに位置情報を付加）
- 映像と道路防災点検資料を基に、位置の確認と対策工施工の有無を確認
- 映像の死角対象構造物を特定し、位置図を作成（死角対象構造物及び映像で判読できない構造物については、路上目視点検を実施）

評価

1次点検結果により、構造物を健全度評価し、調査記録表として整理・作成

評価指標	内容
A A判定（要緊急対策）	第三者被害につながる恐れがあるもので要緊急
A判定（要対策）	第三者被害につながる恐れがあるもの
S判定（要2次点検）	一次点検で評価が出来なく、詳細調査が必要なもの
C判定（対策不要）	上記以外

健全度評価を基に維持管理計画を策定